報告第１２号

協議第 17 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて下記のとおり提案します。

平成１５年2月１９日　提　出

修善寺町外 3 町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
（１）地方自治法第９１条第１項の規定による新市の議会の議員の定数は、22 人とする。ただし、合併後最初に行われる一般選挙の定数は、26 人とする。 （２）議会の議員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、平成 16 年 10 月 31 日まで、引き続き新市の議員として在任する。

平成１５年　４月　２日 確認